

健生支第 870 号
令和 5 年 7 月 4 日

生活保護法指定医療機関 各位

生活保護法指定薬局 各位

横浜市長 山中 竹春

生活保護法に基づく指定医療機関の届出に関する
取扱い及び様式の変更について

平素より本市の生活保護医療扶助の実施にご協力いただき、ありがとうございます。
この度、生活保護法施行規則改正に伴い、本市での生活保護法に基づく医療機関の指定等の手続きに関する取り扱い及び一部様式に変更がございますので、お知らせします。

1 改正趣旨

令和 5 年 7 月 1 日申請分から、保険医療機関等に関する届出と同時に生活保護指定医療機関（以下、「指定医療機関」とします。）に関する指定の申請届、指定更新の申請届、変更届、廃止届、休止届、再開届及び辞退届の届出を行う場合は、健康福祉局生活支援課（以下、「本市」とします。）への別途の届出を省略することができます。
なお、この運用は病院、診療所、歯科、調剤薬局に適用されます。訪問看護事業所及び施術師に関しては、従前どおり本市への申請書等の提出が必要です。

2 本市指定医療機関の届出の変更内容

(1) 新規申請・更新手続きについて

変更前	変更後
指定医療機関の申請・更新手続きは本市あてに指定申請書・更新申請書を提出	令和 5 年 7 月 1 日以降に厚生局に対して保険医療機関と指定医療機関の開始（更新）申請の届出を同時に手続きする場合、本市への書面提出は不要です。

(2) 指定医療機関の変更・廃止・休止・再開・辞退手続きについて

変更前	変更後
変更・廃止・休止・再開・辞退手続きは本市あてに各種届出を提出	令和 5 年 7 月 1 日以降に厚生局に対して保険医療機関と指定医療機関の同一内容の手続きする場合、本市への書面提出は不要です。

※指定医療機関のみにかかる変更（指定医療機関のみ指定辞退・休止する等）の場合の手続きは従来と変わらず、本市への届出が必要です。

3 様式改正について

今回の改正に伴い、以下の様式が変更になります。

変更様式名	変更内容
①指定医療機関指定・指定更新申請書 ②生活保護法指定医療機関・助産師・施術者変更届出書 ③生活保護法指定医療機関・助産師・施術者休止・廃止・辞退届出書 ④生活保護法指定医療機関・助産師・施術者再開届出書 ⑤生活保護法指定医療機関・助産師・施術者処分届出書	厚生局の届出内容に一致させるため、一部項目の削除（追加）を行います。
誓約書	名称が「誓約事項」に変更になります。 また、現行のように別紙での徴取を行わず、「指定医療機関指定・指定更新申請書」にチェック欄を作成します。

4 その他

- (1) 指定医療機関の手続きの簡略化にもつながりますので、積極的にご利用ください。
- (2) 医療券・調剤券の発券の際には医療機関コードを用いています。このため、各区生活支援課に対して医療券・調剤券を請求する際には、可能な範囲で医療機関コード（10桁）をお知らせください。

5 資料

指定医療機関開設者向けリーフレット（厚生労働省作成）

横浜市健康福祉局生活支援課 医療担当
TEL : 045-671-4088
kf-hogoiryo@city.yokohama.jp

令和5(2023)年7月から

生活保護法に基づく

指定医療機関の申請・届出が簡素化されます

これまでの手続き

保険医療機関等の申請等は地方厚生局等へ、生活保護法に基づく指定医療機関の申請等は都道府県等へ、それぞれ提出することとされていました。

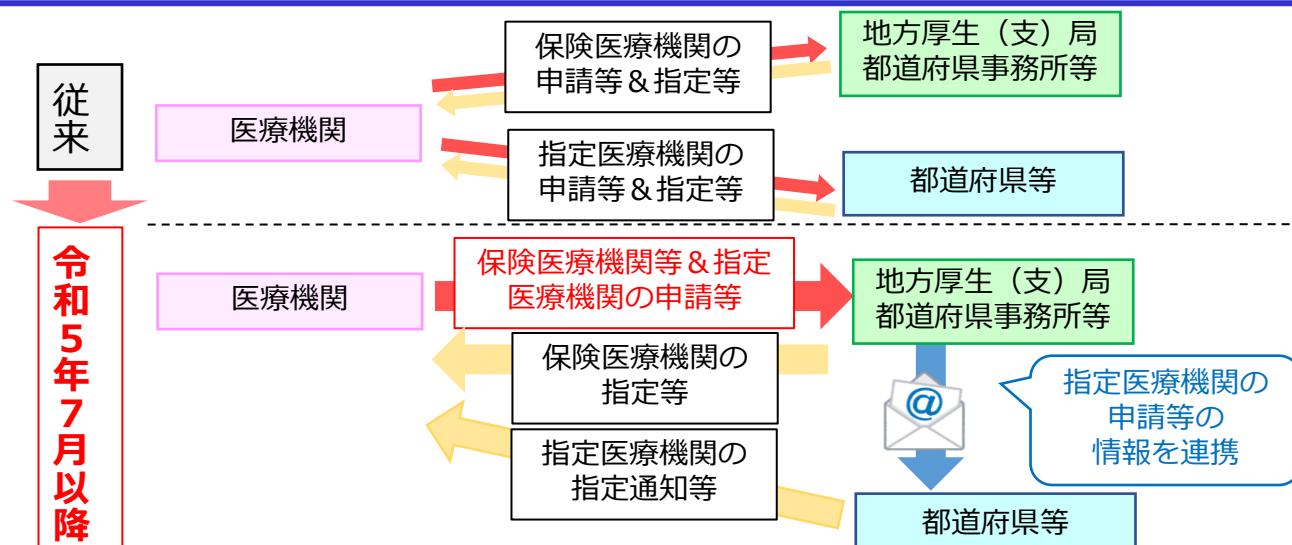
令和5(2023)年7月からの手続き

- ・ 指定医療機関の申請等（新規指定申請、更新申請、変更届、廃止届、休止届、再開届、辞退の申出）を、医療機関等の所在地を管轄する地方厚生（支）局都道府県事務所等を経由して都道府県等に提出することが可能になります。
- ・ 保険医療機関等の申請等の様式と指定医療機関の申請等の様式を統合し、1枚で2つの申請等を兼ねることが可能になります。
⇒**保険医療機関と指定医療機関の申請等を同時に行う場合については、1枚の様式で、地方厚生（支）局都道府県事務所等に提出できるようになります。**

※保険医療機関等の申請等をオンラインで行う場合は、指定医療機関の申請等も併せてオンラインで行うことができるようになります（新規指定申請を除く）。

保険医療機関等電子申請・届出等システムの利用開始にあたり、ID/PWの発行が必要となります。

申請先は、ヘルプデスク担当 ID／PW発行窓口 (h-insurance-apply@am.nttdata.co.jp) になります。



注意点

- ・ 訪問看護ステーション、指定介護機関、指定施術機関は対象外です。
- ・ 引き続き、保険医療機関等の申請等と別に、指定医療機関の申請等を直接都道府県等に提出することも可能です。
- ・ 地方厚生局等に提出する場合でも、引き続き生活保護法に基づく指定や取消等の処分は都道府県知事等が行います。生活保護法に基づく申請等に関する詳細は、都道府県等にお問い合わせください。